

令和3年度第19回庁議提案 審議・**報告**・その他  
提出日：令和4年1月13日  
担当部・課：産業部商工課〔内線3525〕

<b>① 件名</b>	
第3期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p>【背景】 本市では現在、令和2年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和2年4月～令和7年3月）に基づき、中心市街地における都市機能の回復及び更なる活性化を目指している。</p> <p>【目的】 本計画掲載事業の進捗状況等に合わせ、記載内容を変更し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p>【根拠法令】 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第1節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 4 中心市街地活性化を推進する</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
<p>令和2年 3月 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定 令和3年 3月 計画記載事項の変更認定 11月 変更について内閣府地方創生推進事務局と事前相談 令和3年12月 変更の内容について石巻市中心市街地活性化協議会から意見聴取</p>	
<b>⑤ 主な内容</b>	
<p>以下の内容について記載を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。</p> <p>1 主な変更点 (1) 「支援措置のない事業」から「国の支援措置のある事業」への変更</p>	
事業名	支援措置の内容
内海橋・西中瀬橋整備事業	・災害復旧事業
東中瀬橋整備事業	・社会資本整備総合交付金
猫活プロジェクト	・中小企業経営支援等対策費補助金（商店街にぎわい創出事業）
案内板整備事業	・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業
石巻移住定住ガイド事業	・地方創生推進交付金
空き家リノベーション事業	・地方創生インターン事業 ・関係人口促進モデル事業
街なか出発・地域巡り事業	・「心の復興」事業
ささえあいセンター活用事業	・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ・妊娠・出産包括支援事業費補助金 ・子ども・子育て支援交付金

(2) 「国の支援措置のある事業」から「支援措置のない事業」への変更

事業名	国以外の支援措置の内容
(仮称) 地域活動サポート事業	・市単費による事業実施
路線バス運行事業	・市単費による事業実施

2 その他の変更点

事業の進捗に合わせた記載内容の調整や、事業及び支援措置の実施時期の修正などによる軽微な変更

事業名	実施時期
かわまち交流拠点整備事業	・事業実施時期の変更 (2年度→3年度)
かわまちづくり整備事業 (水辺の緑のプロムナード)	・事業実施時期の変更 (2年度→3年度)
河川堤防整備事業	・事業実施時期の変更 (2年度→3年度)
マリーナ活用事業	・事業内容の変更 ((仮称) 防災マリーナ→石巻市南浜マリーナ)
震災の語り部・震災学習	・事業内容の変更 (コミュニティ強化→学びの機会) ・事業実施時期の変更 (2年度→3年度)

⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

事業の進捗状況に合わせた記載内容に変更することにより、市民に対する正確な情報発信が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年1月中旬 内閣総理大臣変更認定申請  
3月下旬 内閣総理大臣変更認定予定

⑨ その他

石巻市中心市街地活性化協議会の事務局は、石巻商工会議所が担っている。